

令和8年度さぬき防災パーク防災イベント開催事業実施業務に係る企画提案のための仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度さぬき防災パーク防災イベント開催事業実施業務

(2) 業務の目的

防災センターをリニューアルした「さぬき防災パーク」の集客を促進し、子どもや家族連れなど、幅広く、県民の防災意識の向上を図るため、年3回以上の集客につながる防災イベントの開催等を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和9月31日まで

2 契約上限額

2,695,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 イベントの概要

(1) 実施日程 計3回以上

第1回：7月～8月（夏休み期間）

第2回：12月～1月（冬休み期間）

第3回：3月（春休み期間）

実施日については、協議のうえ決定する。

複数日開催でも単独日開催でもよい。

(2) 会場

香川県消防学校敷地内（防災センター建物、消防学校建物及びその敷地）

(3) 実施する内容

①クイズラリーや防災運動会、炊き出し等、年3回以上のイベントを行うこと。なお、各イベントはそれぞれ別の企画とすること。

②イベント内容は、子どもも楽しく防災について学べる内容とすること。

③少なくとも1回は、防災センターに設置されている防災ベンチを活用した炊き出しイベントを絡めたイベントとすること。

④少なくとも1回は、外国人も参加可能な内容とすること。

⑤第1回は、夏休みの自由研究に役立つ内容を盛り込むこと。

⑥イベントに必要な物品等については、受託者において用意すること。ただし、協議のうえ、同意を得た場合には、県の設備を使うこともできるものとする。

⑦イベント実施時には、イベント保険に加入すること。

4 イベントに関する広報

イベントの実施にあたり、受託者は、SNS等を活用し、広報を行い、参加者の確保に努めるものとする。なお、予約制とする場合は参加者の取りまとめも行うものとする。

5 企画提案要領

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

①イベント案

○イベント内容

○集客予定数

○タイムスケジュール

○会場レイアウト

○実施体制

②イベントの広報に関する提案

③イベントの業務実績（令和3年5月1日から令和8年4月30日の間で主なもの）

④防災関係の業務実績（令和3年5月1日から令和8年4月30日の間で主なもの）

※③と④は同一の業務でも可とする。

6 著作権

- (1) 本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定するすべての権利）については、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- (3) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。
- (4) 本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

7 特記事項

- (1) 内容及び作業スケジュールについては、契約後、県と協議を行いながら進めること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、同意を得た場合には、その一部を委託することができる。
- (3) この仕様書の記載で判断できないことや、その他委託業務を遂行する上で疑義が生じた場合等は、県と受託者が協議して解決するものとする。